ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭を支援する制度として、経済援助のほか生活支援の制度があります。仕事・家庭・育児などの悩みを、福祉課の母子・父子自立支援員や家庭相談員にご相談ください。制度の利用方法、不明な点は各窓口にお尋ねください。

児童扶養手当

問 福祉課　☎59-2148　FAX57-7185

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童（18歳になった年度末まで・障害を有するお子さんは20歳未満）を養育する保護者に支給されます。

申請者と配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額を超過している場合、手当の一部または全額が支給停止となります。また、公的年金を受給している場合は、年金額が児童扶養手当より低い場合にその差額分を受給できます。

この手当を受けるためには申請が必要で、申請月の翌月分から受給できます。所得については毎年11月に見直しとなります。状況に応じて異なるため、事前にご相談ください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

問 保健医療課　☎59-2141　FAX57-7185

対　象

- 高校卒業程度（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どものいるひとり親家庭などの方
- 所得税非課税世帯であること。（住民票が同一地番の場合同じ世帯として審査します。生計が別である場合、申立書などの提出が必要です。）

利用方法

受診の際には、医療保険証とともに受給者証を医療機関窓口へ出してください。その場合の自己負担額は次のとおりです。

※ 1医療機関につき1日500円（かかった医療費が500円未満のときはその額）
※ ただし1か月における窓口支払いは、通院は4日、入院は14日まで
※ 院外処方の場合における保険薬局での患者負担額および治療用装具代に関する患者負担額はありません。

受給者証は広島県内のみ利用できます。県外で受診した場合は償還払いの申請ができますので、保健医療課までご連絡ください。

自立支援教育訓練給付金事業

問 福祉課　☎59-2148　FAX57-7185

母子家庭の母、父子家庭の父が、就労に必要な技能や資格を取得するための教育訓練講座の受講費用の一部を支給します。(要事前相談)

対　象

20歳未満のお子さんを扶養している方で、講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
※ 所得制限あり

高等職業訓練促進給付金等事業

問 福祉課　☎59-2148　FAX57-7185

母子家庭の母、父子家庭の父が看護師などの資格を取得するため、養成機関での修業する際に支給します。(要事前相談)

対　象

20歳未満のお子さんを扶養している方で、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
※ 所得制限あり

母子・父子・寡婦※ 福祉資金の貸付

問 福祉課　☎59-2148　FAX57-7185

ひとり親家庭や寡婦の方が、経済的な自立や児童の就学などのために資金が必要となったときに貸付を行います。
※ 寡婦…夫と離婚または死別した後再婚せず、独身でいる女性

〈以下は広告スペースです〉

山下ケアクリニック
広島県大竹市新町1-2-7
DESIGN202　101号室
☎0827-54-0852

受付時間

	月	火	水	木	金	土
8:30～11:30	●	●	●	●	●	／
13:00～16:00	在宅訪問医療					
15:45～18:00	●	●	●	●	●	／

休診日
土曜、日曜、祝日